



農業・農村振興整備事業補助金のご案内

○概要

農業・農村の有する多面的機能を維持するため、一定の条件を満たす農地や農業用施設等（農道や水路）の整備に対して補助金を交付して取組を支援します。

○対象者 **農業者（個人・団体）**

※経営耕地面積3,000㎡（3反）以上の農家
 ※団体は任意団体含む

○補助率

・農地の整備	対象経費の10分の4以内
・農業用施設等の整備	対象経費の10分の5以内
・安全施設（柵）の整備	対象経費の10分の5以内

※詳細は以下を参照してください。

<補助要件と補助率> ※国・県の事業に該当する場合は対象になりません。

事業区分	補助要件	補助率
ほ場整備	受益面積が5,000㎡（5反）以上	10分の4以内
かんがい排水施設の新設・改良	受益面積が5,000㎡（5反）以上	10分の5以内
農道の新設・改良	農道の幅員が2.5m以上、延長が50m以上で、かつ受益面積が5,000㎡（5反）以上	10分の5以内
農道の舗装	農道の幅員が2m以上、延長が50m以上で、かつ受益面積が5,000㎡（5反）以上	10分の5以内
客土及び暗渠排水	受益面積が5,000㎡（5反）以上	10分の4以内
農用地造成	受益面積が5,000㎡（5反）以上	10分の4以内
安全施設整備	農業用ため池または農業用水路に転落防止用の安全柵を設置するもので、受益面積が5,000㎡（5反）以上	10分の5以内

<事業の流れ>

申請者がすること (農業者・農業者団体等)	役場がすること (産業振興課)
【事業の計画】 整備内容や費用を算出します。	
【役場へ相談】 費用や要件の確認を相談します。	【現地の調査等】 現地調査等で要件の確認します。
	【予算確保】 議会から予算の議決を受けます。
【補助金申請】 役場へ申請書を提出します。	【交付決定】 申請を審査して交付を決定します。
【事業着工】	
【事業完了】	
【実績報告】役場へ提出します。	【事業額確定】 実績に応じて補助額を確定させます。
【補助金請求】役場へ提出します。	【補助金交付】口座へ振り込みます。
【補助金受領】事業終了です。	
【申請様式以外の必要書類等】 ※内容によっては他に提出をお願いする場合があります。 ・対象経費がわかる見積書 ・整備箇所がわかる位置図 ・受益者代表等の承諾書 ・誓約書 (暴力団排除関係) ・領収証の写し※実績時 ・着手前完了後の写真※実績時	

<対象事業の例>



【かんがい排水施設の新設・改良】 (U型溝の布設)

U型側溝を新設することにより、取水を行う農地に水が効率よく流入するだけでなく、水路側面の崩壊の防止にもつながる。



【農道の舗装】

未舗装であった農道をコンクリート舗装することにより、農産物や農業関連資材の効率的な運搬ができるようになる。